

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年10月22日
【会社名】 Y C Pホールディングス（グローバル）リミテッド
（YCP Holdings (Global) Limited）
【代表者の役職氏名】 取締役兼グループCEO 石田 裕樹
【本店の所在の場所】 シンガポール共和国、コーリヤー・キー20、#12-6
（20 Collyer Quay #12-06, 20 Collyer Quay, Singapore ）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 (03) 6775-1000
【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 拓
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 (03) 6775-1000
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

（注記）

- 1 本書において、別段の記載がある場合または文脈により別意に解すべき場合を除き、「米ドル」とは米国の法定通貨である米ドルを、「円」とは日本の法定通貨である日本円を意味する。
- 2 本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル＝147.26円の換算率（2025年10月2日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値）により換算されている。

1【提出理由】

当社は、2025年10月2日（シンガポール標準時間）開催の取締役会において、Renoir Holdings Pte. Ltd.（以下「ルノワール社」といいます。）の発行する全ての株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。したがって、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

1．子会社の取得（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Renoir Holdings Pte. Ltd.
本店の所在地	133 Cecil Street, #17-01A, Keck Seng Tower, Singapore 069535
代表者の氏名	マネージング・ディレクター Krishna Kumar Paupamah
資本金の額	39,816千米ドル（5,863百万円）
純資産の額	32,018千米ドル（4,715百万円）
総資産の額	42,277千米ドル（6,226百万円）
事業の内容	経営コンサルティングサービスの提供

直近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：千米ドル、百万円）

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	35,317	33,565	35,243
	(5,201)	(4,943)	(5,190)
営業利益	4,747	251	1,878
	(699)	(37)	(277)
当期純利益	3,657	814	274
	(539)	(120)	(40)

（注）ルノワール社は国際会計基準により財務諸表を作成しているため、「経常利益」に該当する項目は記載しておりません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループでは、「Strive for Growth. Lead Asia. Impact the World」というビジョンの下、アジアを牽引するプロフェッショナルファームを目指し、サービスの高度化及び事業領域の拡大を推進しております。グループの中核であるマネジメントサービス事業及びプロフェッショナル・ソリューション事業においては、積極的な採用と人材育成を通じたオーガニックな成長を実現してまいりましたが、更なる非連続的な成長を図るため、急速な成長を続けるアジア市場における投資の機会を探って参りました。

ルノワール社はKrishna Kumar Paupamah氏によってシンガポールで設立された独立系コンサルティングファームです。ルノワール社は、企業の現場に密着しながら業務改善や生産性向上を実現する「オペレーショナル・エクセレンス・コンサルティング(OEC)」に強みを持ち、アジアを中心に欧州及び南北アメリカにおいて、エネルギーや金融、鉱業、インフラストラクチャー等の幅広いセクターでクライアントを支援してきました。

このたび当社は、ルノワール社が有する確かな事業基盤・支援実績と、当社グループの強みを融合させることにより一層の成長が可能であると考え、現金を対価とする株式取得（完全子会社化）を実施いたします。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価額	9,000千米ドル（1,325百万円）
アドバイザー費用等（概算額）	415千米ドル（61百万円）
合計（概算額）	9,415千米ドル（1,386百万円）

当該取得対価に加えて、2025年12月期及び2026年12月期のルノワール社の業績目標の達成度合いに応じて、条件付対価（以下「アーンアウト対価といいます。」）として最大で総額34,670千米ドル（5,106百万円）の現金をルノワール社の株主に対し支払う合意がなされています。

2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 異動に係る特定子会社の概要

名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	Renoir Holdings Pte. Ltd.
住所	133 Cecil Street, #17-01A, Keck Seng Tower, Singapore 069535
代表者の氏名	マネージング・ディレクター Krishna Kumar Paupamah
資本金の額	39,816千米ドル（5,863百万円）
事業の内容	経営コンサルティングサービスの提供

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： 0個

異動後：490,010,878個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： 0%

異動後：100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社がルノワール社の全株式を取得することにより子会社となり、同社の最近事業年度の末日における純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当すること、また、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当することから、同社は当社の特定子会社に該当することとなるためです。

異動の年月日

2025年10月3日（シンガポール標準時間）